

受講料
無料!!

季節労働者の皆さまへ

平成28年度通年雇用促進支援事業(厚生労働省委託事業)

技能講習 受講者募集

南檜山地域にお住いの季節労働者の皆様に、技能講習をご案内します。

季節労働者の方で通年で雇用されるために資格取得を必要としている方を対象に、技能講習を無料(講習料全額)で実施します。
あわせて一般受講者(有料)も募集しています。



● 受講対象者

江差町・上ノ国町・乙部町・厚沢部町・奥尻町に在住(住民登録している)する季節労働者の方で当協議会が受講の承認をした方。

● 講習場所

江差町字南ヶ丘7-17 TEL0139-52-0160

檜山地域人材開発センター『まなびっく』

(株)日立建機教習センター北海道教習所が実施 ※交通費、宿泊等の経費は受講者負担となります。

● 技能講習 (募集定員)

- ◇車両系建設機械(整地等)運転技能講習 (5人)
- ◇フォークリフト運転技能講習 (5人)
- ◇玉掛け技能講習 (5人)
- ◇小型移動式クレーン運転技能講習 (5人)

● 受講料

無料

● 講習・教習日程と受講資格

● 申込期間

平成28年12月16日～1月20日

※希望者多数の場合は事前相談受付順となります。

科目	コース	日数	受講資格	日程
車両系建設機械 (整地等)運転 (機体質量3t以上)	38時間	6日間	全科目(免除なし)	H29年2月3日 ～2月8日
	14時間	2日間	大型特殊免許をお持ちの方・・・経験不要 普通・中型・大型免許をお持ちの方で3トン未満の小型車両系特別教育を終了し、終了後小型車両系の実務経験3ヶ月以上ある方。(終了証・事業者証明が必要)	H29年2月4日 ～2月5日
フォークリフト運転 (最大荷重1t以上)	35時間	5日間	全科目(免除なし)	H29年2月8日 ～2月12日
	31時間	4日間	大型特殊免許(カタピラ付限定)又は普通・中型・大型免許をお持ちの方	H29年2月9日 ～2月12日
	11時間	2日間	大型特殊免許(限定なし)をお持ちの方・・・経験不要 大型特殊免許(限定付)又は普通・中型・大型免許を所有し、1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、終了後3ヶ月以上の実務経験がある方(特別教育実施記録表が必要)	H29年2月9日 ～2月10日
玉掛け (1t以上の玉掛け業務)	19時間	3日間	全科目(免除なし)	H29年2月6日 ～2月8日
	15時間	3日間	クレーン関係の運転士免許又は床上操作式クレーン、小型移動式クレーン技能講習修了証をお持ちの方	
小型移動式 クレーン運転 (つり上げ荷重1～5トン未満)	20時間	3日間	全科目(免除なし)	H29年2月13日 ～2月15日
	16時間	3日間	クレーン、デリック、揚貨装置の運転士免許をお持ちの方 玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了証をお持ちの方	

お申込・お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会(事務局) 江差町役場産業振興課

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1 TEL0139-52-6717 FAX0139-52-0234

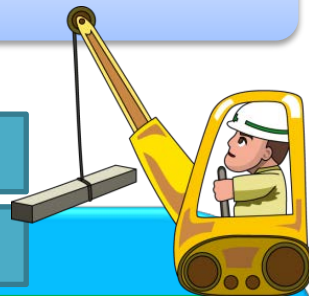
● 申込方法

まずは下記事務局までお問合せください。受講対象となるか確認させていただきます。その後、申込書をお渡ししますので、添付書類①②とともに事務局に提出してください。

添付書類

①身分証明書（運転免許証・健康保険証など）

②受講対象者（季節労働者）と確認できるもの



現在雇用されている方

対象条件1. 雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』の方。

①身分証明書と下記「A」「B」のいずれかを提出してください。

A. 雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証

B. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

現在離職中の方(対象条件2, 対象条件3のいずれかに該当する方)

対象条件2. 離職直前の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』として雇用されていた方。(平成27年4月1日以降に離職された方)

対象条件3. 離職直前の雇用保険の被保険者種類が一般の被保険者(1または9)であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』として雇用されていた方。(平成27年4月1日以降に離職された方)

①身分証明書と下記「C」「D」「E」のいずれかを提出してください。

C. 雇用保険被保険者離職票(1・2)

D. 雇用保険特例受給資格者証

E. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

※お預かりした個人情報「個人情報の保護に関する法律」により、本事業の目的以外に利用しません。

受講までの流れ

協議会と
事前相談

協議会へ
申込書等提出

協議会から受講
承認書が届く

教習所と受講
の手続きをする

受
講

受講の際の申込書類

教習の受講申し込みの際には、下記の書類等が必要となります。

1. 取得済みの免許証および修了証（講習の免除を証明するもの）の両面のコピー（自動車運転免許証、特別教育・技能講習修了証等）
2. 身分を証明するものの両面のコピー（自動車運転免許証、健康保険証他）
3. 本籍記載の住民票原本（発行から6ヶ月以内）
4. 写真（証明書用タテ30ミリ×ヨコ24ミリを2枚）



お申込・お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局) 江差町役場産業振興課商工係内

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1

TEL0139-52-6717

FAX0139-52-0234